

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都下水道局長委任条項の一部を改正する規則

（下水道局）……………一

告示

○建築基準法による一団地の区域

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

告示（選）

○政治団体の届出……………三

○政治団体の届出事項の異動の届出……………四

○政治団体の解散の届出……………六

○資金管理団体の指定の届出……………九

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………九

○資金管理団体の取消しの届出……………〇

規程（下水）

○東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程……………三

○下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程……………三

告示（消）

○火災予防施行規程の一部改正……………二

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二

…（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………二

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（同）……………五

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………五

○開発行為に関する工事完了……………

…（環境局総務部環境政策課）……………五

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………

…（環境局総務部環境政策課）……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

…（産業労働局商工部地域産業振興課）……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（一）

…（同）……………六

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）……………六

…（同）……………六

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（二）……………六

…（同）……………六

○平成二十七年四月一日付東京都告示第六百三十号……………二九

○平成二十七年五月二十九日付東京都告示第九百二十九号……………二九

規則

東京都下水道局長委任条項の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

東京都規則第七十五号

東京都下水道局長委任条項の一部を改正する

規則

東京都下水道局長委任条項（昭和四十七年東京都規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示 一示

東京都告示第五百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市中町二丁目五十三番一の一 平成二十七年九月十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

東京都告示第五百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅島二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

